

令和6年7月1日
港湾局海岸・防災課

石川県の港湾における国による港湾施設の一部管理の期間延長について ～令和6年能登半島地震における対応～

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県内の港湾における円滑な物資輸送を確保するため、港湾管理者（石川県）の要請を受け、令和6年1月2日より、国が石川県の港湾施設の一部を管理しています。今般、港湾管理者（石川県）から、この措置の継続について要請があったことから、国が実施する管理の対象港湾を一部変更した上で、管理の期間を8月1日まで延長します。

1. 国が管理する期間 令和6年1月2日～令和6年8月1日
※ 令和6年7月1日までとしていた期間を1ヶ月延長
2. 対象港湾 輪島港
※ 現状、輪島港、飯田港の2港としていた対象港湾を輪島港のみに変更
3. 港湾管理者 石川県
4. 管理の内容 ・係留施設、水域施設、外郭施設及び臨港交通施設の応急措置
※ 現状からの変更なし



輪島港における啓開作業①
<6月5日撮影>



輪島港における啓開作業②
<6月16日撮影>

【問い合わせ先】

港湾局 海岸・防災課 災害対策室 川原（46752）
電話：03-5253-8111（代表）03-5253-8689（直通）